

3. 会計監査は、会計の状況を監査し、総会において報告する。
4. 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席により成立する。
但し止むを得ないときは委任状をもって出席にかえることができる。
5. 議事は出席者の過半数で決する。但し会則の改廃及び財産処分に関する議事は出席者の3分の2以上で決する。

(役員会)

- 第 12 条** 1. 役員会は、常時決議執行機関として各班の計画立案を協議し、本会運営の円滑を期するため代表が必要に応じ之を招集する。
2. 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

(事業年度)

- 第 13 条** 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

- 第 14 条** 本会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て総会により承認を必要とする。

(会費及び維持費)

- 第 15 条** 本会の会費及び維持費は、役員会の議決を経て総会の承認によって決定し、細則に定める。

(臨時会費)

- 第 16 条** 臨時会費は役員会の議決を経て会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(付 則)

1. この会則は、昭和57年10月19日より施行する。
2. 最初の役員等の任期は、第10条本文の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。
3. 最初の事業年度は、第13条本文の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和58年3月31日に終るものとする。
4. 昭和62年4月5日より一部改正施行する。
5. 平成4年4月12日より一部改正施行する。
6. 平成5年4月11日より一部改正施行する。
7. 平成12年4月9日より一部改正施行する。
8. 平成18年3月26日より一部改正施行する。
9. 平成13年4月1日より次を追加施行する。
 - 1 本会の運営の一部として簡易保険保険料団体払い込み制度を利用する。
 - 2 簡易保険保険料団体払い込み制度の利用による割引額の一部を本会の活動目的に活用して、会員の親睦及び福利厚生を図るものとする。
 - 3 簡易保険の払込団体への加入範囲は、本会の区域内に居住する者に限る。
10. 平成21年4月1日より一部改正施行する。
11. 平成24年4月1日より 細則4項 東急鴨志田寮の会費を1,000円→500円に改正施行する。
12. 平成24年4月1日より 細則3.口, 7, 8, 9を追加する。
13. 平成25年4月1日より 4条6項(顧問)、7条5項、8条6項追加 10条変更(会長再再任禁止)

(細 則)

1. 本会の会費は、月額100円とし、電灯維持費は実費精算とする。
2. 会員は随時会計帳簿等を閲覧することができる。
3. イ. 本会の会員中の災害及び香典の取扱いは役員会に於いてその年度ごとに決定する。
ロ. 大災害で役員会を開けない時は会長及び副会長を含む複数人で検討し、予備費を会の目的のために使用できるものとする。このときは出来る限り早く役員会で承認を得る。
4. 細則1項の規定にかかわらず東急鴨志田寮の会費は居住する人数に関係なく月額500円とする。
5. 会長の謝礼は年額2万円と特別手当とする。
特別手当とは、市、区、防災関係等の会合で、市役所、区役所、消防署等へ行くと
きの日当、その他とする。(会長代理の場合も適用される)
日当は半日(3時間まで)3,000円、一日(3時間以上)5,000円とする。
6. 全班長は自治会の仕事で必要とした諸経費は会計に請求することができる。
7. 鴨志田緑自治会の本部の住所は会長宅とする。
8. 通帳(ゆうちょ銀行口座)の名義人は代表者(会長)とする。
9. 代表者(会長)は口座の出入を会計に委任する。